向學新聞

発行所
特定非営利活動法人
国際留学生協会
〒185-0011 東京都国分寺市本多2-6-5
メゾンドール萩202
電話（042）349-6392
1部250円　年5回　1日発行
郵便振替口座　00180-2-278722

編集方針

一、国際交流の発展促進
一、留学生への物心援助
一、留学生の向学心助長

主な記事から

▼内外の視点／順天堂大学　菊地達昭氏（2）
▼現代日本の源流／石牟礼道子（3）
▼遊楽知スポット／立川まんがぱーく（4）

在留外国人256万人　過去最多

中国、韓国に次いでベトナム
在留資格「留学」30万人突破

2017年末における在留外国人数が256万1848人となり、3年連続で過去最高を更新したことが、3月27日に法務省入国管理局が発表した統計で分かった。国籍別ではベトナムが5年連続で前年比30％超の増となり、全体の構成比ではじめて10％を突破。在留資格別では「留学」が31万1505人となり、政府が掲げる「留学生30万人計画」は法務省統計ではその数値目標を達成した。

256万人という数は、総務省人口推計（2017年12月確定値）の日本の総人口1億2670万人の2・02％にあたるが、2017年10月1日時点の徳島、香川、高知3県の人口合計（242万人）より人で同20・0％増、「技術・人文知識・国際業務」が18万9273人で17・5％増と伸びが目立った。

また、「高度専門職」は、2015年の在留資格創設時は1508人、翌年は3739人に増え、今回調査では7668人と倍増のペースが続いている。高度専門職のポイントは学歴や年収をポイントで評価し、一定基準を満たせば3年や1年という短期間で永住許可取得が可能な制度だ。政府はこの「世界最速級」での永住許可付与を内外にPRし、高度外国人材を2020年に1万人にすることを目指している。現在の高度専門職の増加率が続けば2018年末にも目標達成が見込める勢いだ。

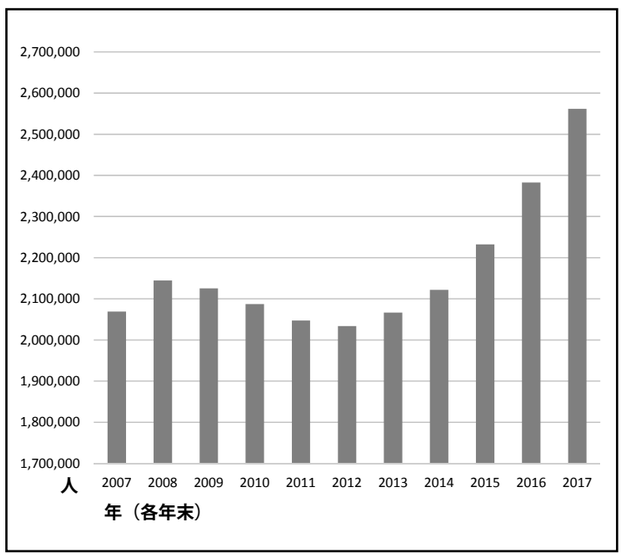

在留外国人数の推移（総数）
（法務省「平成29年末現在における在留外国人数について（確定値）」より作成）

国籍別の上位は中国が73万8904人（構成比39・9％）で最多。2位がベトナムの7万2268人（同23・2％）、3位がネパールの2万7101人（同8・7％）だった。

政府が2008年に掲げた「留学生30万人」の目標は10年で数値的には達成された。しかし卒業後の就職率が依然として希望者6割に対し3割程度にとどまるなど、社会的次元で解決すべき課題も残っている。当初目指した成果がどの点で得られたのか、綿密な政策評価の実行が望まれる。

新たな技能労働者受入れ制度
技能実習修了者も含め検討

政府は、人手不足の分野で外国人の受け入れを拡大するための新たな技能労働者受け入れ制度について、検討の詰めに入った。内閣官房に2月に設置した「専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース」で、受け入れるべき業種の人材ニーズについてヒアリングを進め、農業、介護、建設、造船などを対象分野として想定。高度人材と単純労働者の中間に位置付けられる、一定の専門性や技能を持つ労働者の在留資格を創設する方向だ。

業務上必要とされる技能や日本語能力の基準を、業界横断的に明確に定める。技能実習修了者を在留資格の対象に含めることも検討している。

制度の大枠を固め、政府が6月に決定する2018年の経済財政運営の基本方針（骨太方針）に盛り込む。

新たな外国人受け入れ制度については4月、公益社団法人日本商工会議所が、一定の専門性・技能を有する外国人材を「中間技能人材（仮称）」と定義し在留資格を創設するよう提言。期間は他の在留資格と同様に5年を上限に更新可とする案を示し、内容を骨太方針に反映させるよう政府に働きかけている。

日系四世の受け入れ促進
サポーターが生活状況確認

法務省は3月30日、日系四世の更なる受入れ制度を公布し受付を開始した。2018年7月1日から制度が施行される。

受け入れ対象者は18歳以上30歳以下の日系四世で、制度開始当初は年間4千人程度を想定して受け入れる。

入国時に必要な日本語能力はN4程度とし、通算して2年を超えて在留する時には、日常会話をある程度理解できるN3程度の日本語能力を更新の条件とする。家族の帯同は認めない。在留資格は「特定活動」とし、日本語・日本文化の学習や、資金を補うために必要な就労などが認められ、最長5年間在留できる。

この制度で受け入れる日系四世には「日系四世受け入れサポーター」と称する非営利法人または個人が、入国前の手続き、月1回の生活状況の確認などのサポートを行う。日系四世から仕事や医療などについての相談があった場合には、関係機関の窓口を紹介するなどして対応する。

課長クラスに外国人「いる」過半数
大企業の日本本社、外国人幹部登用進む

公益社団法人経済同友会は4月23日、「ダイバーシティと働き方に関するアンケート調査結果」を公表した。同会所属の大企業を中心とする136社からの回答をまとめた。

外国籍人材の採用の形態については、新卒採用（62・8％）がキャリア採用（49・2％）を上回った。業種別では新卒・キャリア採用ともに非製造業より製造業の方が多かった。

外国籍人材の役員・管理職への登用については、本社（親会社）では部課長級に加え、取締役、執行役・執行役員としての外国籍人材の登用が進んでいることがわかった。外国籍社員が「いる」との回答は部長級は37・4％、課長級は54・0％にのぼり、取締役も28・3％、執行役・執行役員も31・3％となっている。

ただ、連結子会社（海外）における外国籍人材（現地・ローカル人材含む）の有無については、代表取締役（カントリーマネージャー）に外国籍社員がいるとの回答は17・6％（前年比8・9ポイント減）で、カントリーマネージャーの直部下についても外国籍社員がいるとの回答は10・9％（前年比4・7ポイント減）にとどまった。幹部層について現地出身者への権限委譲があまり進んでいない現状が読み取れる。

現地法人での外国人幹部人材の登用を巡っては、日本本社から外国人を責任者として派遣した場合、現地の給与体系との相違により現場で軋轢が生じたり、現地幹部の独断により日本本社サイドからのガバナンスが利きにくくなるなど問題が生じるケースもある。こうした懸念を完全に払拭できない限り、幹部人材の大胆な現地化になかなか踏み切れない日本企業の事情もうかがわれる。

いっぽう日本国内での外国籍人材活用の課題点については、「日本語でのコミュニケーション」「職場・現場での受け入れ態勢」等が挙げられた。外国人が会話からニーズを汲み取ることができず営業職に就けなかったり、日本人の語学力不足など、受入環境の未整備により日本人・外国人双方にフラストレーションがたまっている等の事例があった。効果を発揮した施策としては、生活サポートや、採用時の企業文化への親和性のチェック、入社後の日本語研修等が挙げられている。

日本語学校生　4割超が家族から仕送り
最大4年間の追跡調査開始

国立社会保障・人口問題研究所の是川夕・国際関係部第二室長は5月、「日本における中長期在留外国人の移動過程に関する縦断調査」の結果の速報版を発表した（調査協力／特定非営利活動法人国際留学生協会）。2018年2月に実施した第1回のパイロット調査の結果をまとめたもの。日本国内の日本語学校から100校程度を抽出し、在籍留学生にオンラインアンケートを実施。3442名から回答を得た。調査は今後最大4年にわたって継続し、生活状況の変化を追跡調査する。

回答者の国籍・地域の内訳は、中国が41・2％、ベトナムが28・9％、ネパールが6・4％。その他、台湾4・4％、韓国3・2％など。

主な収入源を尋ねたところ、52・1％が「アルバイト」と答えたが、「家族からの仕送り」も41・1％に上った。「奨学金」はわずか1・8％に過ぎなかった。収入の額は「0～19万円」が86・5％を占めた。

毎月の家族への仕送りの有無及び額を聞いたところ、84・4％が「していない」と回答。また、しているのうち約78％が1～5万円程度の範囲であることが分かった。

また、毎月の経済状況について尋ねたところ、62％が「普通」と回答。「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」は合わせて12・6％だった。いっぽう「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計は25・4％となった。多くの留学生の出身地域であるアジア諸国の生活水準が上がり、ひところの「苦学する留学生」といったイメージとは全く異なる実態が明らかになった。

日本語学校卒業後の将来の展望については「日本の大学・大学院へ進学」が53・3％と過半数を占め、「日本の専門学校へ進学」が21・5％、「日本で働きたい」が15・8％となっている。

同調査は、日本で暮らす留学生が就職・結婚等のプロセスを経て、次第に日本社会のメンバーとして生活を確立していく様子を明らかにすることを目指している。是川氏は調査の意義について、「留学生を（デカセギ目的などの）一時的な滞在者と見なすことで、日本社会の重要なメンバーとしてとらえて来なかったこれまでの見方とは一線を画すもの」と説明している。